

平成19年税制改正について

Ⅲ 老年者控除廃止における段階的措置について

税務課 内線261・262

税制改正

【1】65歳以上の方の課税について

65歳以上の方の非課税措置が廃止されています。

平成18年度納税通知の際にもお知らせしましたが、平成18年度から65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されています。ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、次のとおり住民税の経過措置がとられています。

また、寡婦（夫）控除の要件に該当する方は、前年の合計所得金額が125万円以下であれば、寡婦（夫）による非課税措置が適用されます。

区 分	均 等 割		所 得 割
	町民税	県民税	
平成18年度	1,000円	300円	町民税・県民税とも本来の税額の2/3が控除されます。
平成19年度	2,000円	600円 (注1)	町民税・県民税(注1)とも本来の税額の1/3が控除されます。
平成20年度	3,000円	1,300円 (注2)	町民税・県民税(注2)とも本来の税額が課税されます。

(注1) 経過措置が適用されている方については、平成19年度のかながわの水源地環境保全・再生のための個人県民税超過課税は適用されません。

(注2) かながわの水源地環境保全・再生のための個人県民税超過課税を含んだ税額です。

老年者控除が廃止されています。

平成18年度から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されていた老年者控除（48万円）が廃止されました。これに伴い、65歳以上の方で寡婦（夫）控除の要件に該当した場合は、寡婦（夫）控除が適用されるようになりました。